

不動産鑑定業者の登録(新規)

令和8年4月～

[手続対象者]

滋賀県のみならず事務所を設けて不動産鑑定業を営もうとする方
(2以上の都道府県に事務所を設ける場合は国土交通大臣登録)

[根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第23条

[提出時期]

登録を受けようとするとき随時

[手数料]

15,600円

※令和8年4月から滋賀県収入証紙の廃止に伴い、以下の決済方法が可能です。

①しがネット受付サービスからクレジットカード決済

※電子申請の場合のみ利用可能です。

②本庁窓口でのキャッシュレス決済

※必要書類をお渡ししますので滋賀県庁内県民活動生活課までお越しく下さい。

※別紙1のとおりクレジットカード・コード決済・電子マネー決済が可能です。

③本庁券売機での現金納付

※ご案内しますので滋賀県庁内県民活動生活課までお越しく下さい。

※別紙2のとおり職員生協設置の券売機により「納付済証」が発行されます。

④県の納入通知書による現金納付

※別紙3のとおり所定の金融機関での納付となります。

[提出方法]

電子申請の場合：「しがネット受付サービス」に必要事項を入力

書面申請の場合：提出書類一式(1部)を郵送または来庁にて提出

[提出先]

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

[提出書類]

	書類	個人	法人
1	登録申請書（新規）	○	○
2	不動産鑑定業経歴書	○	○
3	事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面	○	○
4	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面（登録申請者）	○	—
5	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面（法人）	—	○
6	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面（法人の役員）	—	○
7	法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面 ※専任の不動産鑑定士の辞令等 ※登録申請者（法人の代表者）が専任の不動産鑑定士の場合不要	△	△
8	定款または寄附行為	—	○
9	略歴書（登録申請者）	○	—
10	略歴書（監査役以外の全法人役員）	—	○
11	略歴書（事務所ごとの専任の不動産鑑定士） ※9、10 を提出する専任の不動産鑑定士分は不要	△	△

○…必須 △…場合により必要 —…不要 1…（書面申請の場合）所定の様式による

※このほか必要に応じて住民票記載事項証明書（個人）、登記事項証明書（法人）を
求めることがあります。

【本件に関するお問い合わせ先】

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館3階）

TEL 077-528-3417

FAX 077-528-4840

E-mail toचितai@pref.shiga.lg.jp